# うつくしま土地改良だより

No.507

平成20年7月1日







左上: S36.1~S46.1

下: S63.5~現在

右上:S46.1~S63.5 下:H9.9~現在



$\Box$	14
	21
ш	~/\

●平成19年度福島県管理指導事業推進委員会2	2
●福島県農地·水·環境保全向上対策地域協議会	
平成20年度 第 1 回 総会開催2	23
<ul><li>●土地改良負担金総合償還対策事業</li></ul>	
実施要綱等の一部改正について2	
●非補助農業基盤整備資金2	
●水土里情報2	26
●福島県農業集落排水事業推進協議会第17回総会…2	8
●農業用水水源地域の保全に向けた取り組みの概要…2	9

おかげさまで みなさまとともに50年 水土里ネット福島

### 第50回通常総会開催

水土里ネット福島の第50回通常総会は、去る3月25日似に福島県土地改良会館で開催され、第49回土地改良功労者・優良団体等表彰式の後、下記議案の審議が行われ、満場一致で可決承認されました。

最後に「決議」の朗読があり、満場一致で採択された。

#### 記

議案第1号 規約の一部改正(案)について

議案第2号	平成18年度事業報告・財産目録及び収支決
	算の承認について
議案第3号	平成19年度事業実施状況及び一般会計・特
	別会計中間監査の結果報告の承認について
議案第4号	平成19年度一般会計及び特別会計収支補正
	予算の専決処分の承認について
議案第5号	平成20年度賦課基準及び徴収方法(案)に
	ついて
議案第4号	平成20年度役員報酬(案)について
議案第5号	平成20年度事業計画及び収支予算(案)に

役員の補欠選任について



挨拶を述べる飯野会長



議長の小川町土地改良区 草野理事長

### 飯野会長あいさつ

議案第6号

ついて

本日は、第五十回通常総会を開催いたしましたところ、会員の皆様には、ご多忙にもかかわらず多数のご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、福島県知事様はじめ、ご来賓の皆様には、年度末の大変ご多忙の中、ご臨席を賜り厚く 御礼を申し上げます。

日頃、皆様方には、本会の運営はもとより、本県の農業農村振興発展のため多大な御尽力をいただいておりますことに対し、あらためて深く感謝を申し上げます。

また、本日の総会におきまして、表彰を受けられます皆様には、これまでの永年にわたる土地 改良事業への多大なる御功績と御労苦に対しまして、心から敬意と感謝の意を表する次第であり ます。

さて、ご案内のとおり本年は、本会設立五十周年という節目の年を迎えることになります。昭和三十三年六月十九日に本会が設立され、以来、半世紀にわたって、福島県の農業農村整備事業の推進に取り組んで参ることができましたことは、これもひとえに会員の皆様のご理解とご支援、並びに、ご来賓の皆様方のご指導・ご支援の賜と、改めて厚く御礼を申し上げる次第であります。

本会といたしましては、これまでの五十年の歴史の上に立って、更なる本県の農業農村の振興・

発展に寄与できるよう一層努力して参る考えでありますので、今後とも、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、本年七月十四日には、設立五十周年記念式典を福島市内で挙行する運びとなっておりますので、会員の皆様方をはじめ、関係機関の皆様方におかれましては、万障お繰り合わせのうえ、ご 臨席を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、平成二十年度の農業農村整備事業関係予算につきましては、依然として大変厳しい 状況が続いております。

こうした中、農業農村を取り巻く環境は、米価の下落による稲作農家の収益が激減する一方、 農業従事者の高齢化や過疎化・混住化等の進行に伴い、食料の生産基盤である農地・農業用水等 の適切な保全・管理が困難となってきております。

このため、本会といたしましては、国、県、市町村、そして土地改良区等と連携しながら、国 民の社会共通資本でもある農地や農業用水等の資源を適切に保全していくための農地・水・環境 保全向上対策に地域の皆様とともに積極的に取り組んでいるところであります。

今後とも、このような新たな施策の動向を見極めながら、公益法人としての役割を果たすべく、 地域農業の振興・発展のために努力して参る所存でありますので、会員の皆様方の更なるご支援・ ご協力をお願い申し上げます。

また、近年の農業農村整備事業を取り巻く環境の変化に伴い、本会の経営環境も厳しい状況にありますことから、今後とも各種事業収入の確保に努めるとともに、引き続き経費の節減と効率的な業務の執行に努めながら、経営基盤の強化に取り組んで参る考えであります。

さて、本日は、平成二十年度の事業計画及び収支予算(案)など、八件の重要な議案を提出しておりますので、慎重なるご審議のうえ御議決を賜りますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

いくことを設については、

一、災害に強い農業農村づくりに向けた防災対策や耕作放棄地の解消を含む中山間地域の総合的な振興等を推進するとともに、都市と農村の共生対流を通じて農村の活性化に取り組んでいくこと
 一、水土里ネットの名に相応しい役割と責務を十分認識し、時代の要請に応じた地域づくりの拠点としての機能を果たすべく、関係者が一丸となって「二十一世紀土地改良区創造運動」に邁進していくこと
 一、災害に強い農業農村づくりに向けた防災対策や耕作放棄地の解消を含む中山間地域の総平成二十年三月二十五日

の緊急的な整備に取り組んでいくこと、担い手への農地の面的な集積等を通じた国内農業の体質強化に貢献するため、農地情報ー、担い手への農地の面的な集積等を通じた国内農業の体質強化に貢献するため、農地情報ー、 農村の地域資源や農村環境の保全向上を図る「農地・水・環境保全向上対策」に対し、一、農村の地域資源や農村環境の保全向上を図る「農地・水・環境保全向上対策」に対し、

地方の適切な役割分担のもと、農業農村整備を着実に推進していくことその基礎となる農地や農業用水の整備・保全並びに農村の振興に必要な施策として、一、安全・安心な食料の安定供給の確保や農業・農村が持つ多面的な機能の発揮を図るた

特に、国民への食料の安定供給を担う大規模な優良農業地帯における基幹的な農業水利

今後とも国の責務において着実な整備・更新が図られるよう取り組

進していくことを総会の名において決議する。新たな半世紀に臨むに当たり、左記事項の実現を図り、一致団結して、農業農村整備を推らの責務とし、その使命を果たしていく覚悟が必要である。先人の叡智と連綿と積み重ねられてきた努力をならい、今の時代に生きる我々もこれを自豊かな国民生活を守っていかねばならない。

育み結びつける「人の営み」を、次の世代により良い形で引き継ぎ、 化や国際穀物価格の上昇等、 下回る状況となった。さらには、食の安心安全に対する信頼感が揺らぐとともに、地球温暖 等により農家経済は危機的な状況に陥っている。また、 等の多面的な機能の発揮を通じて、日本の国土を形成し、国民の日々の暮らしを支えてきた。 域では各地の集落が消滅の危機にさらされ、 こうした時代の中で、 しかしながら、三位一体改革等の構造改革により都市と地方の格差は拡大し、 民生活を守っていかねばならない。 国民に食料を安定供給するとともに、 我々水土里ネットは、農業・農村の「水」 将来の食料の安定供給の確保に対する懸念が高まっている。 耕作放棄地は拡大し、 過疎化、高齢化が進む中で、 豊かな自然環境、 「土」「里」と、これらを かけがえのない国土と 食料自給率は四十%を 美しい景観の保全 米価の下落 中山間

決

議

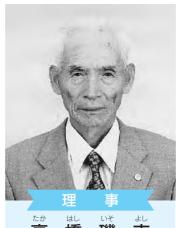
### 新役員紹介

第50回通常総会において、理事2名、監事1名が選任されました。



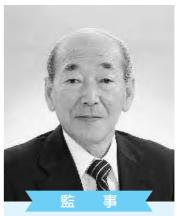
**原 田 光 一** 昭和12年12月7日生

(現:福島市土地改良区理事長)



高 橋 磯 吉 昭和12年3月17日生

(現:棚倉町土地改良区理事長)



馬場

有

昭和23年11月17日生

(現:浪江町長・

請戸川土地改良区理事長)

### 第49回土地改良功労者·優良団体等表彰

第50回通常総会において、永年、土地改良事業に功績があった特別功労者4名、土地改良功労者21名、優良団体4団体、特別功労団体2団体、永年勤続職員1名に対し、飯野陽一郎会長より、表彰状の授与及び記念品の贈呈が行われました。

### 1 特別功労者

耶麻郡猪苗代町 東白川郡矢祭町 福島市

双葉郡浪江町

津金要雄氏

根本良一氏

渡邊藤三氏

横山藏人氏

### 2 土地改良功劳者

### (1)役員

伊達西根堰土地改良区総務理事 前東和町土地改良区総括監事 郡山市河内土地改良区会計担当理事 江花川沿岸土地改良区副理事長 棚倉町土地改良区監事 中島村土地改良区理事長・中島村長 佐藤 定市 氏

紺 野 幸 一 氏

遠藤喜一氏

海村忠義氏

鈴木龍王氏

康彦氏

戸ノロ堰土地改良区理事長 山都町土地改良区理事長 会津坂下町只見川土地改良区理事長 伊南土地改良区理事 下郷町土地改良区理事長 広野町土地改良区理事長 富岡町土地改良区理事長 千軒平溜池土地改良区会計理事 磐城小川江筋土地改良区理事

### (2)職員

月形中野土地改良区職員 棚倉町土地改良区会計主任 会津北部土地改良区庶務係主任 布藤堰土地改良区主査 鹿島町土地改良区事務局長 四時川沿岸土地改良区事務局長

### 3 優良団体

二本松市土地改良区 郡山市田母神土地改良区 矢吹西部土地改良区 布藤堰土地改良区

### 4 特別功労団体

石川町土地改良区 遠田貝沼土地改良区

### 5 永年勤続職員(20年)

農村整備部農地整備課主任主査 工藤純久氏

	/3/3/	/ 0	75	
吉	$\Box$	昭	_	Æ
伊	藤	信	正	Æ
河原	田原	進	_	Æ
弓	$\Box$	市	治	Æ
渡	邉	正	伯	Æ
猪	狩	利	衛	Æ
木	$\blacksquare$	晴	康	Æ
芳	賀	昭	<u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	Æ
渡	部	千瓦	烹子	Æ

佐藤光男氏

渡 部 千思子 氏 岡 部 ヨシ江 氏 高笠喜市氏 川井秀子氏 小林丈俱氏 小宅義孝氏



### 第49回全国土地改良功労者表彰式開催

去る3月27日にシェーンバッハ砂防(東京都千代田区平河町)において、永年、土地改良事業に貢献された個人、団体が、農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰、土地改良功労者表彰、農業農村整備優良地区表彰の順で表彰式が開催された。

福島県からは次の6団体、4名の方々が受賞されました。

### ●農林水産大臣表彰

### 会津北部土地改良区

### ●土地改良功労者表彰

金賞(団体) 猪苗代町土地改良区

銀賞(団体) 三和土地改良区

銅賞(団体) 二本松市土地改良区

銅賞(団体) 郡山市田母神土地改良区

銅賞(団体) 布藤堰土地改良区

### 個人表彰

橋 本 武 治氏

(郡山市日和田土地改良区理事長)

高 木 俊 雄氏

(前母畑地区土地改良区事務局長)

大八木 孝氏

(会津北部土地改良区主任技師)

松本充弘氏

(請戸川土地改良区参事)



左より 布藤堰土地改良区理事長 春日部 良一氏 郡山市田母神土地改良区事務局長 高橋 文生氏 二本松市土地改良区第二理事 小沢 幸一氏



猪苗代町土地改良区(中央) 理事長 渡部 功氏



三和土地改良区(左から2人目) 理事長 内藤 雅亀氏



左より 会津北部土地改良区主任技師 大八木 孝氏 前母畑地区土地改良区事務局長 高木俊雄氏 郡山市日和田土地改良区理事長 橋本武治氏

### 水土里ネット福島の人事異動

第50回通常総会において、永年、土地改良事業に功績があった特別功労者4名、土地改良功労者21名、優良団体4団体、特別功労団体2団体、永年勤続職員1名に対し、飯野陽一郎会長より、表彰状の授与及び記念品の贈呈が行われました。

### 平成20年4月1日付人事異動者

現所属職名		氏	名		旧所属職名
総務企画部総部長	八八	林		剛	総務企画部次長
総務企画部次長兼農村整備部換地課長	吾	妻	正	敏	総務企画部次長
総務企画部総務課係長兼農村整備部換地課係長	遊	佐	ゆき	きえ	総務企画部総務課係長
総務企画部総務課係長	斎	藤	佳	久	総務企画部総務課主査
農村整備部部長	後	藤	庸	貴	農村整備部長兼環境整備部長
農村整備部次長	渡	辺		強	農村整備部農地整備課長
農村整備部次長兼測量課長	長名	部	恵	市	農村整備部測量課長
農村整備部農地整備課課長	佐ク	【間		茂	農村整備部農地整備課主幹
農村整備部農地整備課課長補佐兼第3班長	髙	野	久	夫	農村整備部農地整備課主任主査兼第3班長
農村整備部農地整備課係長	菊	$\blacksquare$	克	彦	環境整備部農地建設課係長
農村整備部農地整備課課係長	#	坂	誠	_	農村整備部農地整備課主査
農村整備部農地整備課技師	長名	}]]]	雄	_	農村整備部測量課技師
農村整備部農地整備課技師	吉	$\blacksquare$	和	史	環境整備部農地建設課技師
農村整備部農地·水·環境保全向上対策室長	安	$\blacksquare$		明	環境整備部農地建設課課長補佐兼第1班長
農村整備部換地課主幹兼課長補佐	渡	辺	友	衛	農村整備部換地課課長補佐兼第1班長
農村整備部換地課課長補佐	吉	$\Box$	寿	雄	山形県土連派遣
農村整備部換地課課長補佐兼第1班長	β <del>o</del>	部	恒	男	農村整備部換地課主任主査
農村整備部換地課主任主査兼第2班長	今	井	賢	_	農村整備部換地課主任主査兼第3班長
農村整備部換地課主任主査	増	井	みと	ピリ	農村整備部換地課係長
農村整備部測量課主幹兼課長補佐	福	$\blacksquare$	_	夫	農村整備部測量課課長補佐
農村整備部測量課技師	#	沢	泰	1_	新規採用
環境整備部部長	佐	藤	善	文	環境整備部次長
環境整備部次長	坂	内	隆	芳	環境整備部企画専門員
環境整備部農地建設課課長補佐兼第1班長	曳	地		誠	環境整備部農地建設課課長補佐兼第4班長
環境整備部集落排水課課長補佐兼第3班長	古	JII	英	勝	環境整備部集落排水課主任主査兼第3班長
環境整備部集落排水課係長	岩	城	彰	朗	環境整備部集落排水課主査

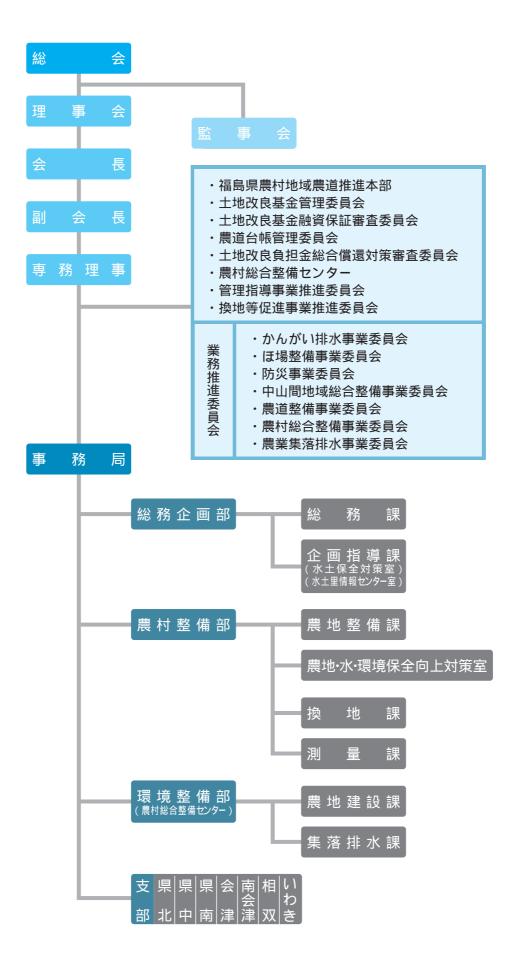
### 平成20年3月31日付県復帰者

	氏	名			現	勤	務	所		
近	藤	芳	行	総務企画部長						

### 平成20年3月31日付退職者

	氏	名		現勤務所						
安	倍	好	昭	農村整備部次長						
柴	木	龍	輔	農村整備部換地課長						
前	$\blacksquare$	修-	一郎	農村整備部換地課課長補佐						
永	沢	拓	矢	農村整備部換地課主査						
西		厚	雄	環境整備部農地建設課主任主査						
佐	藤	信	夫	県中支部嘱託						

組 織 図 平成20年4月現在



#### 総務企画部

総 **務** 課 ○諸規程の制定改廃、事業計画・事業報告

○総会・理事会・監事会その他の会議

○各種研修会

○予算の執行及び会計経理の調整

○会計諸帳簿の記帳整理・決算・監査・検査

企画指導課

○水土保全強化対策事業(土地改良相談)

◆計量証明事業所

○土地改良区の統合整備による組織強化への指導事務

◆産業廃棄物処理事業所

○土地改良施設維持管理適正化事業

○水土里情報利活用促進事業(GIS)

○土地改良事業資金

○農業施設賠償保険

○土地改良負担金総合償還対策事業

○21世紀土地改良区創造運動

○受委託契約事務

○ISO及び広報

○各種計量証明

○標準積算システム

○図書の販売

#### 農村整備部

○土地改良事業に係わる資料収集及び事業の効果

農地・水・環境保全向上対策室

○農地・水・環境保全向上対策の支援及び地域協議会事務局

換 地 課

○水土保全強化対策事業 (換地等促進)

○換地計画、換地処分事務

○農地集積推進活動の実施

○土地改良施設機能更新等円滑化対策事業

測量課

○確定測量及び各種測量

### 環境整備部

農地建設課

○水土保全強化対策事業(土地改良施設管理指導)

○中山間地域総合整備事業

○かんがい排水事業

○水利権更新

○農道整備事業

○農道台帳作成及び管理

○基盤整備促進事業

○農地防災·災害復旧事業

○基幹水利施設管理技術者育成支援事業

○新農業水利システム

○農業水利施設保全対策事業

○地域用水環境整備事業

○農村災害ボランティア

集落排水課

○農業集落排水事業の計画・実施

◆ 1 級建築士事務所

○管路施設台帳の整備

○農業集落排水処理施設の設計及び技術管理・保守点検

○農業集落排水事業の監理業務

### 設立50周年記念式典のご案内

本会は昭和33年6月19日に設立認可をいただき、以来今日まで皆様とともに土地改良事業の推進に努めて参りましたが、おかげさまで6月には設立50周年を迎えることとなりました。

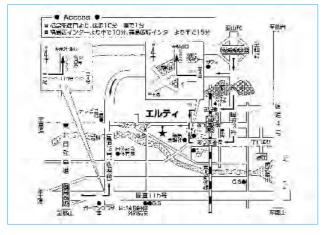
これに伴い、下記のとおり設立50周年記念式典及び祝賀会を挙行致します。

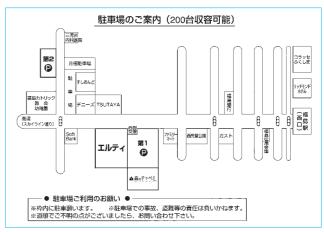
記

- 1. 日 時 平成20年7月14日(月) 午後1時30分より
- 2. 場 所 ウェディングエルティ 福島市野田町一丁目10-41TEL (024) 535-6188
- 3. **式典次第** (1)記念式典 記念講演 講師 独立行政法人水資源機構 副理事長 **太 田 信 介**氏
  - (2)祝賀会

※記念品:「福島県土地連50年のあゆみ」

### ウェディングエルティ案内図





※なお当日の駐車スペース200台はご用意しておりますが、出来るだけ相乗りでご来場下さい。

### (平成19年度) 21世紀土地改良区創造運動の 自己診断調査結果について (7年目)

水土里ネット福島(福島県土地改良事業団体連合会)

21世紀土地改良区創造運動の一環として、土地改良区自らが、これまでの土地改良区の取り組みを評価し、自らの存在意識を確認し、地域のなかでの土地改良区に期待される役割についての取り組みを考えてもらうため、本会では、県下96の土地改良区を対象に自己診断調査を実施致しました。その集計結果は、以下の通りです。

(実施状況)送付数 96水土里ネット

回収数 65水土里ネット

回収率 67%

### ○「現在の土地改良区の活動について」

- 問1 あなたの水土里ネットがこれまで果たしてきた役割(設立目的以外であっても担ってきたものも含む)は何ですか。
  - ①ほ場整備
  - ②用水施設の整備
  - ③排水施設の整備
  - ④農道の整備
  - ⑤十地改良施設の管理
  - ⑥換地処分に併せた農地の利用調整活動
  - ⑦僧彋業務
  - ⑧その他 (

### 《回答》



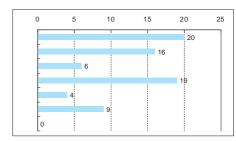
問2 あなたの土地改良区では、問1で回答した他に取り組んでいる活動はありますか。 あれば下(①から®の中、いくつでも結構です)から選んで下さい。

### [地域との連携]

- ①土地改良区の役割や歴史を、地域の人達に PR。(たとえば、広報紙、ポスター、パンフレット等の作成・配布)
- ②地域の子供達に土地改良区の歴史や役割を 学んでもらうための現地見学会の開催など。 (たとえば、施設見学会、小学校の授業の 講義)
- ③土地改良区が主催のイベントを実施。(たとえば、ウォーキング、魚つり大会、盆踊り大会)
- ④土地改良に関するイベントに主体的に参加。 (たとえば、国、県、市町村主催の農業祭 や伝統行事)
- ⑤土地改良には関わりはないがイベントに主体的に参加。(たとえば、商店街主催の夏まつり、自治会主催の運動会)
- ⑥地域住民や市町村に対し、土地改良施設の 有する多面的機能の発揮に向けた運動を展 開。(たとえば、水遊び、動植物の観察会、 美しい景観の再発見の会)

⑦その他 (

### 《回答》



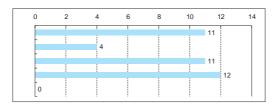
#### [地域資源の保全、活用]

- ⑧土地改良施設の有する多面的機能を活用した地域づくり。
- ⑨水源涵養林の保全・育成。
- ⑩土地改良施設の有する機能の有効活用。(た とえば、小水力発電、親水公園、野菜洗 い・洗濯の場)

①地域の有する多様な資源を保全·活用。(たとえば、景観の保全・活用、伝統文化の継承)

⑫その他 ( )

### 《回答》

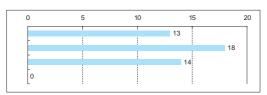


### [その他の取り組み]

- (3)営農面の指導、情報提供。
- ⑩農地集積などの土地利用調整を通じた地域 づくり。
- (15研修会、勉強会などに参加し、新たな取り 組みを考えている。

16その他( )

### 《回答》

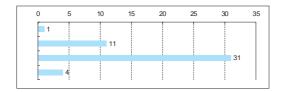


#### [マスメディアの活用]

前記のような活動を展開するにあたり、マスメディア(新聞、ラジオ、TV等)を活用していますか。活用している場合は、活用しているマスメディアを全て記入願います。

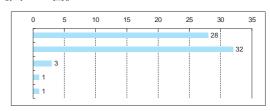
- ①必ず活用している。
- ②内容によって活用している
- ③まったく活用していない。
- ④今後少しづつ活用していくことを検討したい。

### 《回答》



- ○「今後の土地改良区の活動計画について」
- 問3 土地改良事業の効果、土地改良区の役割、 土地改良施設の機能等について、地域の人 達に正しく理解してもらうことが大切だと 思いますか。
  - ①大いに思う。
  - ②思う
  - ③少しは思う
  - ④思わない
  - ⑤その他 ( )

### 《回答》



- 問4 問3で①大いに思う②思う③少しは思う、 を選択したあなたの土地改良区では、地域 の人達に土地改良事業や土地改良区を正し く理解してもらうためにはどうすれば良い とお思いですか。
  - ①土地改良区の役割、土地改良施設の機能を 積極的にPRする。
  - ②地域住民、市町村などとの交流を通じ、土地改良区の活動を紹介する。
  - ③地域住民に土地改良施設の管理などへ参画 (たとえば、水路周辺の美化活動)をして もらい、連携を密にしたなかで多面的機能 が理解されるようにする。

④その他 ( )

### 《回答》



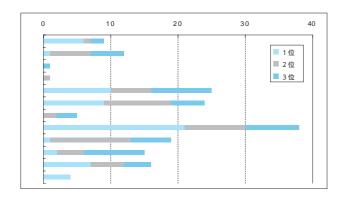
問5 土地改良区を取り巻く社会、とりわけ 「地域の人達」は、あなたの土地改良区に 何を期待しているとお思いでしょうか。期 待の強い順に右欄に該当する番号をお書き 下さい。

- ①土地改良区の果たしてきた役割や歴史を地域住民に伝授。
- ②子供達を対象に土地改良に関する説明、農村の環境等についての学習会を開催し、社会・環境教育に貢献。
- ③土地改良区主体のイベントを開催し、地域の活性化に寄与。
- ④土地改良に関係のない各種イベントにも積 極的に参加し地域に貢献。
- ⑤土地改良施設の有する多面的機能を積極的 に活用した地域づくり。
- ⑥地域住民、JA、市町村、県、国と積極的な連携をとった活動。
- ⑦水源涵養林の保全・育成。
- ⑧土地改良施設の有する機能の有効活用。
- ⑨地域の有する多様な資源を積極的に保全・ 活用。
- ⑩営農面の指導、情報提供。
- ①農地集積など土地利用調整を通じた地域づ くり。

⑫その他( )

### 《回答》

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位
1	3	1	2	3	5	2	6	4	2	3	2	0
2	1	6	5	3	2	4	2	7	3	0	5	0
3	0	0	1	3	3	2	1	1	9	7	2	1
4	0	1	0	1	2	3	0	3	4	10	8	0
(5)	10	6	9	5	5	2	2	2	2	0	1	0
6	9	10	5	4	4	3	4	3	0	1	1	0
7	0	2	3	1	9	4	5	2	5	2	3	0
8	21	9	8	6	3	1	3	1	1	0	0	0
9	1	12	6	7	2	6	1	0	3	2	0	0
10	2	4	9	5	2	4	2	3	1	2	4	0
11)	7	5	4	6	5	2	5	4	0	2	1	0
12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9



問 6 21世紀土地改良区創造運動として全国的に活動が展開されていますが、あなたの土地改良区は新たな取り組みを計画されていますか。あれば下(①から⑯の中、いくつでも結構です)から選んでください。

### [地域との連携]

- ①土地改良区の果たしてきた役割や歴史を、 地域住民に積極的にPR。
- ②地域の子供達を対象に土地改良区の歴史や 役割、土地改良施設の機能、農村の環境な どについての学習会の開催や後援。
- ③土地改良区が主体となりイベントを開催。
- ④地域住民、市町村、県、国と積極的に連携 した、PR活動を実施。
- ⑤土地改良に関係のない各種イベントにも積極的に参加し、土地改良区をPR。
- ⑥地域住民や市町村に対し、土地改良施設の 有する多面的機能の発揮に向けた運動を積 極的に展開。

⑦その他( )

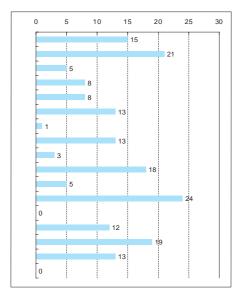
### [地域資源の保全、活用]

- ⑧土地改良施設の有する多面的機能を積極的 に活用した地域づくり。
- ⑨水源涵養林の保全・育成。
- ⑩土地改良施設の有する機能の有効活用。
- ①地域の有する多様な資源を積極的に保全・ 活用。
- ⑫農地・水・環境保全対策への関与。
- (3)その他()

### [その他の取り組み]

- (4)営農面の指導、情報提供。
- ⑤農地集積など土地利用調整を通じた地域づ くり。
- ⑩研修会、勉強会などに積極的に参加し、新 たな取り組みを展開。
- ⑪その他 ( )

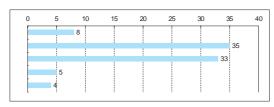
《回答》



問7 土地改良区の役割や施設の機能等についてPRすべきであると思われますが、あなたの土地改良区で具体的な活動等の計画がない場合は、その一番の理由は何だとお考えですか。

- ①具体的にどうすればよいかわからない。
- ②人手が足りない。
- ③予算の問題。
- ④PR等する必要性を感じない。
- ⑤その他 (

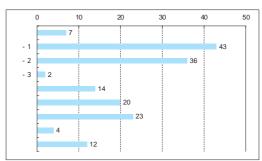
《回答》



18 土地改良区の愛称「水土里ネット」、あなたの土地改良区ではどのように活用していますか。

- ①事務所の看板
- ②事務用品
- (1. 名刺 2. 封筒 3. その他( ))
- ③電話での受け答え
- ④FAX送信票への活用
- ⑤広報誌への活用
- ⑥その他 ( )
- ⑦活用することを考えていない。

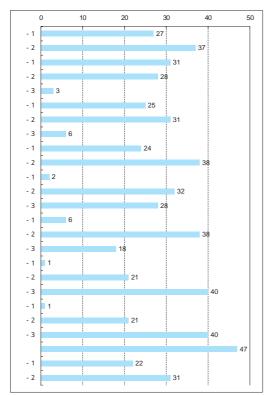
《回答》



問9 創造運動への取り組み状況について、該当する項目をすべてお選び下さい。<u>※これ</u>までの7年間を振り返ってお答え下さい。

- ①現在創造運動に
  - (1. 着手している。 2. 着手していない。)
- ②創造運動の趣旨は理解
- (1. している。 2. 徐々に理解。
- 3. できない。)
- ③創造運動の趣旨に共鳴
  - (1. している。 2. 徐々に共鳴。
  - 3. していない。)
- ④取り組み内容が従来より徐々に発展
  - (1. している。 2. していない。)
- ⑤役員の意識
- (1. 大きく変わった。 2. 変わりつつある。
- 3. 変わっていない。)
- ⑥職員の意識
  - (1. 大きく変わった。 2. 変わりつつある。
  - 3. 変わっていない。)
- ⑦組合員の意識
  - (1. 大きく変わった。 2. 変わりつつある。
  - 3. 変わっていない。)
- ⑧地域住民の水十里ネットへの理解
  - (1. 更に変わった。 2. 変わりつつある。
  - 3. 変わっていない。)
- ⑨具体的な取り組みには
- (1. 至っていない。)
- ⑩これから取り組みたい
  - (1. 考えている。 2. 考えていない。)

### 《回答》



問10 創造運動をどう思われているか、又取り 組みの課題や相談などもご記入下さい。

\* \* \* \* \* \* \*

その他の理由及び取り組みの課題や相談等について

問1 あなたの水土里ネットがこれまで果たしてきた役割 (設立目的以外であっても担ってきたものも含む)は何ですか。

その他の意見

農地・水・環境保全向上に参画し、事務を 行っている。

行政からの代行事業

開畑の植裁等の事業

問2 あなたの土地改良区では問1で回答した 他に取り組んでいる活動はありますか。

[地域との連携] その他の意見

なし

[マスメディアの活用] 活用しているマスメディア ラジオ 新聞

新聞、インターネット

福島民報

FMいわき、いわき民報・福島民友・福島 民報

問5 水土里ネットを取り巻く社会は、水土里 ネットに何を期待しているのか

### その他の意見

ほ場整備事業

維持管理費代及び賦課金等の経費削減。

用水の安定供給

地域住民に対してPR活動をしていない状態で選択できない。

※順位については別表参照

問7 あなたの土地改良区で具体的な活動等の 計画がない場合、その一番の理由は何ですか。

### その他の意見

改良区の運営において施設の維持管理業務 が優先されるため。

償還事務のみで事業は特にない。

役員、組合員が求めていない。

問8 愛称「水土里ネット」どのように活用していますか。

### その他の意見

広報誌でのPR

現在の所、活用できない。

公用車。

公用車へのマーキング

問10 創造運動をどう思われているか、又取り 組みの課題や相談について

#### その他の意見

- ・創造運動の重要性、必要性については理解 しつつも、具体的な運動に結び付けるには、 予算の問題とか、組織の問題(必要なスタッ フの不足等)とかが根底にあり、思うよう に進捗しないのではないかと認識している。
- ・人手が足りないのもあるが、現状は業務で

- 精一杯であります。従って看板や広報誌等 のPRを実施している。
- ・当土地改良区は、償還事務のみで事業がな く、数年後に解散を予定しているため、取 り組みは考えていない。
- ・人員が足りず、通常基幹業務を行うのが精 一杯である。
- ・平成19年度より農地・水・環境向上事業に 参画し事務を行っているため、今まで行っ てきた21世紀創造運動も継続することはか なり負担が大きいが、極力継続していきた い。
- ・創造運動の趣旨は理解できるが、現在、事業を複数施行中であり、また、職員も2名の中で改良区独自で色々な運動を展開するには、難しい状況である。
- ・創造運動の趣旨には大変共鳴しているが、 PR活動となると人手が足りない、又、時間がなかなか取れないなどの問題がある。
- ・創造運動とはどんなものかわからない。(当改良区は職員が辞めていないため)
- ・都市近郊・市街化地域、過疎・中山間地域 等それぞれの地区により意識及び展開の相 違があり独自に推進されるべきであり、後 者の例(本地区)では行政、JA等広域化 する中で改良区は地域農業の発展と資源保 全になくてはならない唯一の組織として期 待と要望が高く、本来の土地改良事業に加 え総合的な地域の要として責務が大きいが 農家経営の困窮と共に改良区財政運営が脆 弱化して展開活動の進展を阻害しており、 本来の農業経営を向上させる総合的な農政 施策が進められるよう強く要望する。
- ・何をするにも、関係機関・団体の協力なく してはできない。今後も水土里ネット福島 のご協力をお願いします。
- ・ 職員 1 人では役員や組合員を動かせない。
- ・農村の都市化、混住化が進む一方、高齢化が進み後継者も不足している。農家の意識も都市型化してきており、従来の集落機能も脆弱化し、状況打開を図る策として地域を巻き込んだ創造運動が行われるようにな

- ればよい方向に進むと思われる。できるだけ経費と人手をかけずに、できるところから徐々に浸透を図って土地改良区についての認識を深めてもらう取り組みをしていきたい。
- ・土地改良区の役割及び使命を組合員以外へ 周知し、理解をいただく上ではとても大事 な運動だと思います。
- ・本地区で、県営かんがい排水事業・新農業 水利システム保全対策事業・農業用河川工 作物応急対策事業 · 国営造成管理体制整備 促進事業等多種にわたって、施設整備事業 を展開しているが、21世紀創造運動を積極 的に取り組むことにより非農家や地域住民 に理解してもらうことにより、地域のニー ズに応えた整備を計画することにより事業 をスムーズに進展することが出来ます。今 後の課題としては、新たな管理体制の構築 としてアドプト制度を取り入れて、地域の 維持管理について地域住民の環境へのボラ ンティア精神の意識高揚のもと、農家・非 農家を問わず地域一体となって取り組むよ う推進していきたい。周辺の水土里ネット からは、人的な協力あるいは予算面で運動 を展開するになかなか進まない状況であり ますが、水土里ネットから、外郭団体主導 への取り組みに移行し、地域全体へ浸透さ せ、それには次代を担う子供達を巻き込ん だ展開が望まれるのではないか。対象を子 供達にすれば、地域の方々が共感し、同調 しさらにはその家族、親たちが一家団らん の中で水十里ネットや21世紀創造運動の話 が出てきて、理解が得られ、その相乗効果 は計りしれないものになると思われる。そ のため、今後は積極的に社会環境と農業情 勢の変化に併せて当水土里ネットも成長し、 この運動をもっと広げ、より効果の高い運 動を目指して生きたいと考えている。
- ・人手がなく、事業推進および事業にて十分 である為、創造運動まで取り組みは今の段 階では出来ません。
- ・21世紀創造運動の趣旨を理解し、これから

- の農村を長期的な視点で見据え、高齢化への対策、農地の維持管理、集落営農の提案など、より具体的な提案・活動ができればよいと考えております。
- ・創造運動の重要性、必要性について、言葉だけであまり理解されていなかったが、水土里ネット福島が主催になっていただき、取り組んで見て初めて職員1名の改良区でも、役員、総代、水利組合、町の協力により重要性、必要性が理解され、高く評価されました。だが、今後も改良区主体で継続的に開催する為、役員会、総代会で話し合いをしているが、予算の問題、何をどの様な形で続けていけるか模索中です。
- ・趣旨、理想は理解できるが、規模の小さい 又は歴史の浅い土地改良区にとっては、 中々イベント等によるPR活動は、人員不 足、予算の問題から考えて、取り組むこと は困難と考えています。一般的な活動とす れば、名刺、名札、封筒、広報紙で愛称を PRする程度になります。(あくまで組合員 に対して)
- ・必要性は感じているが、ほ場整備等が終了 してしまった現在、役員、組合員も今後の 土地改良区の在り方、必要性が具体的に見 えてこない状況で、創造運動に取り組む環 境にいたっていない。

- ・必要性を考え具体的に行動しているものの、 第一に優先されるのは維持管理業務である。 創造運動には時間を作って取り組んでいる が、厳しい予算の中からそれらに十分な予 算を割くことも、これ以上の時間を使うこ とも厳しい状況にある。また、最小限の職 員で業務に取り組んでいるため新規に単独 のイベントを行うには限界がある。
- ・農地・水・環境向上対策事業を当改良区窓口で三地区程実施しておりますが、農村の都市化・混住化が進むなかで、農家・非農家との協力の元での事業ですが、地区住民を説明納得させるのが容易ではない事を痛感しております。広報誌ではPRをしているのですが、これからは広報活動ではなく、有効的なものを考えていきたい。

### 平成19年度福島県換地等促進事業推進委員会

平成19年度福島県管理指導事業推進委員会は、平成20年2月8日、本会研修室において開催されました。

開会にあたり、同推進委員会の渡部敏則委員長(本会専務理事)より挨拶、引き続き議題に入り提 出議案第1号から第5号まで可決されました。

### 【決議事項】

・議案第1号 平成18年度収支決算報告について

・議案第2号 平成19年度事業実施報告について

・議案第3号 平成19年度収支決算報告について(見込み)

・議案第4号 平成20年度事業計画(案)について

・議案第5号 平成20年度収支予算(案)について

### 平成20年度土地改良換地等促進事業計画

	区分	種類	実施計画の概要
(1)	換地等促進事 業推進委員会	a. 換地等促進事業 推進委員会	福島県土地改良事業団体連合会が行う換地等促進 事業の内容の検討を行う。
(2)	換地技術者及 び換地事務量 の把握等	b. 換地技術者把握	<ul><li>① 土地改良換地士、その他の換地技術者の活動状況等を調査し、その処理能力を把握するとともに、換地技術者名簿を作成し、土地改良区、市町村等に配布する。</li><li>② 換地技術者の技術の向上等を図る。 (土地改良換地士部会の開催)</li></ul>
		C. 換地事務量及び 処理能力把握	換地事務量の長期的見通しの樹立並びに翌年度の 換地事務量及び事務処理能力を把握する。

	区分	種類	実施計画の概要
		d. 新規担当者研修	新規に換地事務を担当する土地改良区及び市町村 等の職員に対する研修を行う。
		e. 換地計画作成研 修	基礎調査及び換地設計基準の作成等を行う予定の 土地改良区及び市町村等の職員を対象として研修会 を行う。
(3)	講習及び研修 会等	f. 換地計画指導者 実務研修	本年度着工及び来年度着工予定地区の換地委員及 び役員を対象として、県内をブロックに分けて研修会 を行う。
		g. 換地処分実務研 修	土地改良換地士、その他現に処分事務に従事している換地技術者を対象にして研修会を行う。
		h.農地連担化促進 研修	換地選定を通じた農用地の設定等を推進するために、地域の推進役となる事業推進員、土地改良区等の役員、農地流動化推進委員及び集落のリーダー等に対する研修会を行う。
(4)	換地事務指導	i . 選定事務指導	① 新たに換地設計基準を作成する地区、並びに一時利用地の指定する等、換換地選定を行う地区について指導を行う。 ② 上記①の地区のうち、濃密指導が必要となる地区に対する計画的な巡回指導を行う。



### 施設管理者の皆さまへ

# 農業水利施設を守るのは、あばたです。

福島県農業水利施設管理検討会では、 毎年4月を施設管理強化月間と定め、一斉点検を実施します。

### 施設を点検するのは、施設管理者の皆さまの役目です。

一斉点検(点検・一次診断)、施設管理台帳への記載(更新)、更新計画の策定は施設管理者が行います。

### 背 景

本県には、ダム・ため池や頭首工、用排水機場などの施設が約7,000施設あるほか、受益面積100ha以上の基幹的な用排水路も約1,000kmに及ぶなど、膨大な農業水利施設が存在しており、安定的な食料供給に欠かせない重要な社会資本となっています。

これらの施設には造成から相当な年数が経たものが多く、これから順次更新時期を迎えるため、施設の長寿命化などにより施設の有効利用を図ることが不可欠となっています。

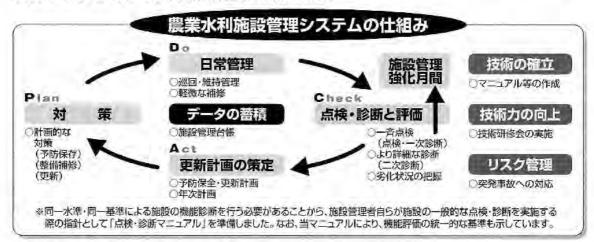
### 農業水利施設管理システムの構築

これらの課題に対応していくためには、個々の施設の実態を把握し、点検・診断を踏まえた施設の更新計画 を策定するなど、適切な保全管理を行うことが必要です。

このようなことから、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減の観点に立った、「農業水利施設管理システム」を構築しました。

### 毎年、継続して実施します

これらの取り組みは継続して実施することが大切です。今後も関係者一丸となって、この活動に取組んでいきたいと考えておりますので、御支援、御協力をお願いします。



### 21世紀土地改良区創造運動との連携

全県的な活動として機運を高めるとともに、地域の住民の方々にも施設の役割に対する理解を深めていただき、維持管理に携わる機会を創出するため、創造運動に協働して取り組みます。

### お問合せは ★福島県農業水利施設管理検討会★ まで

http://www.pref.fukushima.jp/nogyosuiri/index.html (事務局:福島県農林水産部農業水利グループ内 電話 024-521-7404)

### 平成19年度福島県管理指導事業推進委員会

平成19年度福島県管理指導事業推進委員会は、平成20年2月8日、本会研修室において開催されました。

開会にあたり、同推進委員会の渡部敏則委員長(本会専務理事)より挨拶、引き続き議題に入り提出議案第1号から第5号まで可決されました。

### 【決議事項】

·議案第1号

平成18年度水土保全強化対策事業費収支決算報告について

·議案第2号

平成19年度水土保全強化対策事業報告について

- (1) 平成19年度土地改良施設管理指導事業
- (2) 平成19年度土地改良相談事業
- ·議案第3号

平成19年度水土保全強化対策事業費収支決算報告(見込み)について

·議案第4号

平成20年度水土保全強化対策事業計画(案)について

·議案第5号

平成20年度水土保全強化対策事業費収支予算(案)について

### 平成20年度土地改良施設の管理指導業務実施計画

区分	指	導土地改	<b></b> 良区等	数	指導施設数							
	土改区	市町村	農協	その他	ダム	頭首工	用排水機	樋水門	ため池	水路	計	
定期診断指導	40	20	_	1	5	30	40	5	30	_	110	
要請による診断指導	20	10	_		1	30	9	_	20	10	70	
計	60	30	_	1	6	60	49	5	50	10	180	

### (参考) 過去5カ年間の診断実績

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
定期診断指導	91	78	73	75	98
要請による診断指導	27	32	23	15	74
計	118	110	96	90	172

# 福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会平成20年度 第1回 総会開催



福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会(事務局本会)は、5月9日、本会大会議室にて、会員60名の出席を得て「平成20年度第1回総会」が開催されました。

開会にあたり、同地域協議会の渡部敏則会長 (本会専務理事)から、平成19年度の取組みに ついての感謝と新年度の協力の挨拶があった。 議事では、提出議案第1号から第6号議案まで 全員賛成で可決された。

### 『共同活動支援』『営農活動支援』 平成19年度 活動状況写真

《共同活動支援-農村環境向上活動》

〈生き物調査〉



### 【決議事項】

- ・議案第1号 平成19年度事業報告及び収支決算の承認
- ・議案第2号 共同活動支援交付金の平成20年度第1回採択 について
- ・議案第3号 営農活動支援交付金の平成20年度第1回採択 について
- ・議案第4号 共同活動支援交付金の変更について
- ・議案第5号 地域協議会規約の改正について
- ・議案第6号 地域協議会平成20年度役員の選任

### (新役員)

- 会 長 福島県土地改良事業団体連合会
  - 専務理事 渡 部 敏 則 (再任)
- 副会長 福島県農村環境整備課
  - 課長梅村正敏(新任)
- 副会長 福島市農政部農林整備課
  - 課長 高橋 章 (再任)
- 監事 飯舘村参事兼産業振興課
  - 課長 菅野 哲(再任)
- 監事 福島県農協中央会農業対策部
  - 部長 中島精 一(再任)

〈水質 モニタリング〉



### 《営農活動支援》



〈紙マルチ田植え〉



〈アイガモ農法〉

### 土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱等 の一部改正について

平成20年3月4日付けで土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱等の一部改正があり、品目横断 的経営安定対策等支援事業から水田・畑作経営所得安定対策等支援事業に変更となりましたので、お 知らせ致します。

### ◆◆◆ ◆ 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業 ◆ ◆◆◆

(品目横断的経営安定対策等支援事業)

### 1. 事業の内容

水田・畑作経営所得安定対策等支援計画(以下「経営所得安定対策等支援計画」という。)に従って、 側全国土地改良資金協会(以下「資金協会」という。)が土地改良区等に対して資金(以下「経営所得 安定対策等支援資金」という。)を貸付けします。

貸付条件 貸付限度額:土地改良事業の農家負担額の5/6

償還期限:25年以内(据置期間を含む)

据置期間:10年以内 償還方法:均等年賦償還

貸付利率:無利子

### 2. 対象事業

○ 平成6年度以降採択の土地改良事業等 (ただし、国営等事業にあっては、平成19年度以降償還開始地区も含む)

- ① 国営土地改良事業
- ② 水資源機構事業
- ③ 緑資源機構事業
- ④ 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業
- ⑤ 非補助事業で土地改良法に基づき行われる事業であって、①から④までの事業を補完し、 かつ、一体的な事業
- 担い手育成農地集積事業の対象となる事業は、本支援事業の対象外です。

### 3. 事業の要件

担い手の経営等農用地面積の割合(担い手農地利用集積率)が下表のとおり増加することが確実で あること。

	採 択 時	目 標
1	20%未満	30%以上へ
2	20~50%	10ポイント以上増加
3	50~55%	60%以上へ
4	55~90%	5 ポイント以上増加
⑤	90~95%	95%以上へ
6	95%以上	シェア引き上げ

#### 担い手の定義

- ・品目横断的経営安定対策加入者の登録の通知を受けた者
- ・次のいずれかに該当する者
  - (1)エコファーマー
  - ②さとうきび・でん粉原材料かんしょに関する支援対象者
  - ③野菜の産地強化計画に規定する安定的・継続的生産者
  - ④果樹産地構造改革で定める産地計画に記載される内容 に該当する農業者
  - ⑤農業環境規範を遵守する家畜の飼養・生産を行う認定農

### 非補助農業基盤整備資金について

非補助農業基盤整備資金は、土地改良区等が国からの補助を受けないで、かんがい排水やほ場整備、客士などの事業に取り組み、農業生産基盤の整備・保全の推進を図る場合、農林漁業金融公庫が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対し低利で融資を行う資金です。

### ○対象となる事業種類

かんがい排水、畑地かんがい、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、索道(軌道等運搬施設を含む。)畦畔整備、農地造成、防災、農地保全、維持管理、農業集落排水、飲雑用水など

○融資条件 償還期限:25年以内(うち据置期間10年以内)

融資限度額:地元負担金(最低限度額50万円)

償還方法:元利均等償還、元金均等償還のいずれかを選択

**○貸付利率** 1.90% (平成20年 5 月23日現在)

※固定金利であり、償還が終わるまで適用される金利は変わりません

※金融情勢により貸付金利は変動しますので、直近の利率は最寄りの農林漁業

金融公庫にお問い合わせ下さい。

### 非補助農業基盤整備資金の金利改定について

6月11日付け財政融資資金貸付金利(1.90→2.00)の改正の伴い、農林漁業金融公庫の農業基盤整備資金について下記のとおり6月18日付けで改定されたのでお知らせします。

記

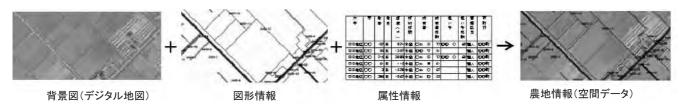
農林漁業金融公庫 (単位:%)

		改 定 前				改 定 後				
区 分	融資期間に	間に 融資期間別 (一例)			融資期間に	融資期間別(一例)				
	かかわらず	5年	10年	15年	20年	かかわらず	5年	10年	15年	20年
都道府県営補助残	2.05	_	_	_	_	2.15	_	_	_	_
団体営補助残	1.90	_	_	_	_	2.00	_	_	_	_
非補助一般	1.90	_	_	_	_	2.00	—	_	_	_
非補助利子軽減	1.90	_	_	_	_	2.00	_	_	_	_
災 害 復 旧	_	1.60	1.60	1.75	1.90	_	<u>1.65</u>	<u>1.65</u>	<u>1.95</u>	2.00

### 農村分野におい

### 農業農村とGIS (Geographic Information System)

GISは、デジタル地図の背景図に、水路や農地などの地物の位置や形状などの情報(図形情報)と、その地物に関連した水路名 や農地の地番、作付作物などの情報(属性情報)を重ね合わせて、情報の表示や分析を行う技術です。



#### Q. 図形情報とは具体的にどのようなものですか?

例えば、農業集落・農業振興地域・農用地区域の範囲や、ほ場・土地改良施設・農村生活環境基盤(集落道、農業集落 排水施設、公園)の位置・形状などです。

#### Q.属性情報とは具体的にどのようなものですか?

例えば、ほ場の筆・区画図の場合は地目、地番、所有者・耕作者氏名、住所、作付状況、営農意向、貸借意向、土壌物 性値、生産履歴など、土地改良施設の場合は所在地、施設名称、管理主体、設置年度、構造形式他諸元、受益面積、 補修履歴、更新時期、更新費用、図面などです。

### GISの特徴

### ①情報整理の高度化・情報検索の迅速化

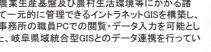
これまで紙や表形式データベースで管理していた情報をGISで 管理することにより、情報の効率的な整理や紛失の防止、そして 必要な情報を必要な時に迅速に引き出すことが可能となります。

> 宮崎県一ツ瀬川土地改良区では、地区内全てのほ場と管路・制 水弁等の施設位置等、図面・写真等をデジタル化することで、漏 水事故の発生時に止水すべき制水弁の位置の特定や断水する ほ場の範囲や耕作者の特定、事故施設の図面検索などの作業 の所要時間が10分の1程度に短縮しました。

### ②情報共有:相互利用

各機関が保有する情報を、共通のGIS上で管理することにより、 複数機関の間での情報共有が可能となるばかりでなく、垣根を 超えた横断的な相互利用による新たな情報の使い方や情報の 有効活用にもつながります。

> 岐阜県では、農業生産基盤及び農村生活環境等にかかる諸 データについて一元的に管理できるイントラネットGISを構築し、 県庁・各現地事務所の職員PCでの閲覧・データ入力を可能とし ています。また、岐阜県域統合型GISとのデータ連携を行ってい ます。



### ③視覚的な表示・分析

地図情報は、平面図(2D)や立体図(3D)上での効果的な表示 が可能であることにより、空間的な「広がり」を見る者に視覚的に 認識させることができます。

> 長野県飯島町では、本郷地区全域約160haを対象としたブロック ローテーションに取り組んでいますが、61のブロック対象農地の 決定や転作対象年度計画にGISを利用することにより、面積が 正確に集計されるほか地図上にわかりやすく表示されるため、 集落説明会での円滑な合意形成に役立っています。



### ISが効果を発揮

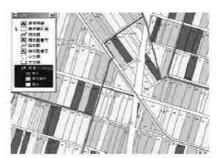
### 主な活用分野

農業農村整備事業	事業計画 事業管理
農地管理	農地利用権調整 遊休農地解消 賦課金管理 農地転用
営農管理	生産、転作調整 トレーサビリティ 土壌分析 生産指導 作業受委託 鳥獣被害対策
施設管理	施設管理 用水管理
地域づくり	地域分析・資源評価 地域資源保全 防災マップ

### 農地利用権調整

農家の営農意向や貸借意向に関す るGISデータを参照しながら農地の集 積、連担化を検討することで、農家の 理解が深まり、建設的な議論と円滑 な合意形成が可能となります。

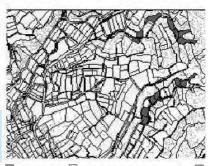
農地流動化支援水利用調整システムでは、 農家の営農意向(拡大【赤】、現状維持 【緑】、縮小意向【黄】)を色分け表示して 最も作業効率の良い農地利用権設定の組 み合わせを調整を可能としています。



### 遊休農地解消

市町村内の遊休農地及び地権者等 の所在を的確に把握することにより、 農業委員会が行う遊休農地の発生 防止・解消のための活動をより効率 的に実施することができます。

宮崎県高城町農業委員会では、GISを活用し て遊休農地のランク付けなどを行い、耕作条件 の良い遊休農地について重点的解消のための 活動を行っています。



### 生産・転作調整

農家の作付意向や生産量に関するデータをGISを用いて地域で 共有しながら生産・転作調整を行うことで、建設的な議論と合意

形成が可能となるほか、現地確認の作業にも応用できます。

JAはなまきでは、GISを活用 して麦、大豆の団地化を推進 しています。転作の現地確認 を地図だけで行うのに活用し、

ほ場区画毎に施肥や栽培履歴、土壌物性値、食味値等の情報 を集約し、その情報を基に分析を行うことで、圃区毎のきめ細か い営農指導が可能となります。

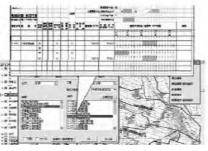
### への作付計画の話し合いに 振り向けています。

施設管理

確認に費やす時間を翌年度

土地改良施設に関して耐用年数等の情報をGIS上で集約する ことで、適切な予防・保全や効果的な更新計画を策定できます。

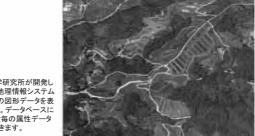
山形県土連では、戦略的な施 設保全・更新の参考とするた め、県内施設の耐用年数や 診断結果などの情報の一元 管理を進めており、H17末まで に17地区(面積ペースで35%)が 完了する見込みです。



北海道上川地区では、旭鷹土 地改良区が中心となって、リ モートセンシングによってほ場 ごとの米粒蛋白含有率を推定 し、含有率の高い(雑味が多 い) 赤] ほ場では次年度の施 肥設計等を検討するなど、生 産の改善に応用する試みを 行いました。

#### 地域資源保全

農地や農業用排水路などの資源を守る集落の共同活動を実践 するにあたり、地域資源に関する情報を集落やNPOなどと共有 するためのベースマップを作成することができます。



※画面は、農業工学研究所が開発し た簡易型農地基盤地理情報システム上に農地や用水路の図形データを表 示している様子です。データベースに 登録されている施設毎の属性デー を閲覧することができます。

### 福島県農業集落排水事業推進協議会第17回総会

福島県農業集落排水事業推進協議会は、平成20年5月30日、本会大会議室にて会員46名(出席30名、委任状16名)の出席を得て「第17回通常総会」が開催されました。

開会にあたり、同推進協議会の浅和定次会長より挨拶、引き続き議題に入り提出議案第1号から第 5号まで可決されました。

### 【決議事項】

・議案第1号 平成19年度事業報告について

・議案第2号 平成19年度収支決算について

・議案第3号 平成20年度事業計画(案)について

・議案第4号 平成20年度収支予算(案)について

・議案第5号 役員の改選について

### 平成20年度事業計画書

市町村における農業集落排水事業の促進に寄与し、快適でくらしやすい農村の実現を目指し平成20年度において下記の事業を行う。

記

- 1. 農業集落排水事業に関する情報の収集・提供
- 2. 農業集落排水事業の促進に関する活動
- 3. 農業集落排水の技術強化及び先進地視察 先進地視察研修 10月上旬 汚泥利用研修会 12月上旬
- 4. 会員相互の連絡調整





### 農業用水水源地域の保全に向けた 取り組みの概要

良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全並びに京都議定書森林吸収目標達成に向けて森林整備 の強力な推進が不可欠です。

このため、農業用水水源林の間伐等を進めるハード事業及び農業用水と水源林に係る理解を深める 活動等のソフト対策を実施します。

### 農業用水水源地域保全対策事業

(ソフト事業)

### 1. 保全促進対策

(農村振興局事業)

- ○下記の調査計画
- ○事業主体:都道府県
- ○補助率:定額
- ○農業用水水源林保全調査
- ・ハード事業(耕作放棄地を含む)の 地域設定等に係る調査
- ・地域設定に必要な取水施設等の調査
- ○耕作放棄地に関する計画策定
- ・耕作放棄地に関する調査、調整
- ・耕作放棄地の利用計画の策定
- ○普及促進基本計画策定
- ・市町村、土地改良区等が取り組む普 及促進活動の基本方針等を策定
- ・普及促進対策の目標等の策定

### 農業用水水源地域保全整備事業

(ハード事業)

### 1. 農業用水関連特定森林整備事業

(林野庁事業)

- ○農業用水の水源地域における水源林
  - の間伐等
- ○事業主体:都道府県、市町村、

森林組合等

○補助率:3/10等

### 2. 耕作放棄地対策

(農地環境整備事業、農村振興局事業)

○山際の耕作放棄地における植林

○事業主体:都道府県、市町村

○補助率:5.5/10







### 2. 普及促進対策

(農村振興局事業)

○農業用水と水源林に係る理解を深め る活動等の実施

○事業主体:土地改良区、

都道府県土連、市町村

○補助率:定額

### (参考)

- ○京都議定書森林吸収目標1,300万炭素トンを達成するには、平成19から24年度までの6年間において、毎年55万haの森林整備が必要
- ○農林水産関係事業一体となって森づくり を推進

事業実施期間:平成19~24年度

## 農業用水水源地域保全整備事業(ハード事業)

### 農業用水関連特定森林整備事業(林野庁事業)

農業用水の安定的な供給及び土砂流入の軽減を図るため、農業用水の水源地域における水源林等の間伐等を実施します。

- 植栽、下刈り、間伐等を森林環境保全整備事業(林野庁事業)のスキームで実施します。
- 都道府県が作成する基本方針に基づき、市町村が森林環境保全整備事業に準じて、 農業用水水源林を対象とした事業計画を作成し、これに基づいて実施します。

○ 事業主体:都道府県、市町村、森林組合等

○ 補助率: 3/10等



### 耕作放棄地対策(農地環境整備事業、農村振興局事業)

### 農業生産基盤と山際の耕作放棄地における林地を一体的に整備します。

- 農地転用及び地域森林計画に編入されることが確実な耕作放棄地について、利用計画を作成して植林を実施します。
- 京都議定書森林吸収源目標の達成に寄与します。
- 事業主体:都道府県、市町村
- 補助率:5.5/10

### 普及促進対策

〇 農業用水と水源林の関わりについて、理解を深めるこ ることを都道府県が策定する基本計画に基づいて普及

普及促進活動についての協

施設案内の作成、設置













広報活動、シンポジウム、





農業用水のが の必要性

### (ソフト事業)

ことや水源林により涵養された農業用水の有効利用を図 促進する事業です。

協議組織の設置・体制づくり

### ネット連携協議会



### パンフレット、事例集等の作成









### 体験学習会等の開催



こめの森林整備 の啓蒙普及



於、企画調整、計画策定

### 事業実施の要件

### ソフト事業

### [保全促進対策]

農業用水水源林保全調査は、農業用水関連特定森林整備事業(特定事業)又は耕作放棄地対策の実施が見込まれること。

普及促進基本計画の策定は、同計画に即した活動の実施が見込まれること。 耕作放棄地の利用計画の策定は、耕作放棄地対策の実施が見込まれること。

### [普及促進対策]

保全促進対策の普及促進基本計画が作成され、事業実施主体の所在地又は水源地域のある森林計画区内(都道府県連合会の場合は当該都道府県内のいずれかの森林計画区内)において、特定事業又は耕作放棄地対策が実施されること。

### ハード事業

### [農業用水関連特定森林整備事業]

次に掲げるア及びイを満たす水源地域において実施する森林の整備(別に森林環境保全整備事業の要件に適合すること)

- ア 当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は懸念されること
- イ 当該水源地域の森林の整備·保全を促進することにより、水源かん養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること

#### [耕作放棄地対策]

中国四国農政局整備部水利整備課

九州農政局整備部水利整備課

岡山県岡山市下石井1-4-1

熊本県熊本市二の丸1-2

**〒700−8532** 

₹860-8527

保全管理区域内における耕作放棄地及びそれと一体的な整備が必要な農地であって、次に掲げるすべての要件を満たすもの

- ア 当該耕作放棄地が水源地域内にあること
- イ 当該耕作放棄地の転用が確実に行われる見込みであること
- ウ 耕作放棄地対策の実施により造成される森林が、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき都道府県が策定する地域森林計画の対象となる森林の要件を満たすことが確実であると見込まれること

問い合わせ先

農林水産省農村振興	農林水産省農村振興局整備部水利整備課施設管理室							
<b>=</b> 100−8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	TEL:03-3502-8111 (内5592)						
北海道庁農政部農村	振興局農業施設管理課							
7060-8588	北海道札幌市中央区北3条西6	TEL:011-231-4111 (内27-30	4)					
北海道開発局農業水	産部農業計画課							
7060-8511	北海道札幌市北区北8条西2	TEL:011-709-2311 (内5521)						
東北農政局整備部水	利整備課							
<b>〒</b> 980−0014	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	TEL: 022-263-1111 (内4347)						
関東農政局整備部水	利整備課							
₹330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 — 1	TEL:048-600-0600 (内3522)						
北陸農政局整備部水	利整備課							
<del>=</del> 920−8566	石川県金沢市広坂2-2-60	TEL:076-263-2161 (内3551)						
東海農政局整備部水利整備課								
<b>=</b> 460−8516	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	TEL:052-201-7271 (内2648)						
近畿農政局整備部水利整備課								
<b>=</b> 602−8054	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	TEL:075-451-9161 (内2544)						

TEL: 086-224-4511 (内2648)

TEL: 096-353-3561 (内4648)

### 「21世紀土地改良区創造運動」とは

主役は、土地改良区の皆さん自身です





### 県内の土地改良区ホームページをご紹介いたします。

■ 安積疏水土地改良区

■ 会津北部土地改良区

■ 会津宮川土地改良区

■ 請戸川土地改良区

■ 愛谷堰土地改良区

http://www.asakasosui.jp/

http://www.akina.ne.jp/~anlid/

http://www.aizumiyakawa.jp/ http://www.ukedogawa.jp/

http://www8.plala.or.jp/aiya/

### 十地連の登録内容及び有資格者数

上地底の豆琢りで及り口具作目数									
土地連の登録内容		各種有資格者数 (H20.4.1現在)							
登 録 内 容	登録年月日·登録番号		NO		資格名称	資格人数			
ISO9001:2000/JIS Q 9001:2000	H19.2.23		測量業者部門	1	測量士	9			
マネジメントシステム登録	登録証番号			2	測量士補	32			
	JQA-QMA13143		建設コンサルタント部門	3	技術士 (農業部門)	2			
				4	技術士補 (農業部門)	10			
JOA B				5	技術士補 (環境部門)	1			
JAB				6	RCCM (農業土木)	10			
QMS Accreditation				7	RCCM (下水道)	2			
A Maria Million TV			建築コンサルタント部門	8	1級建築士	1			
建設コンサルタント	H17.12.3			9	2級建築士	1			
	建17第7079号		計量証明事業部門	10	環境計量士	1			
	農業土木部門		換地部門	11	土地改良換地士	10			
一級建築十事務所	H19.4.9		## ## ## ## ## ### ###################	12	土地改良補償業務管理者	7			
	第11(904)1975号		集落排水、維持管理部門	13	上級農業集落排水計画設計士	5			
計量証明事業登録	H7 7 3			14	農業集落排水計画設計士	24			
引里证为争未立球	第環34号			15 16	浄化槽技術管理者 浄化槽管理十	26			
			各部門関連資格	17	生物改良専門技術者 生物改良専門技術者	4			
測量業者登録	H17.6.2		合部门发建其恰	18	1級土木施工管理技十	7			
	登録第(2)-26856号			19	2級土木施工管理技士	3			
浄化槽保守点検業者登録	H15.5.14			20	1級建築施工管理技士	1			
77 1010年3 州区人口亚岛	福島県知事登録第1353号			21	1級電気工事施工管理技士	1			
去*** 京 本 ***				22	第二種電気工事/// 第二種電気工事十	1			
産業廃棄物処分業	H17.11.18			23	1級管工事施工管理技士	1			
	許可番号0720122234号			24	2級管工事施工管理技士	4			
農業農村整備事業	H18.10.16			25	浄化槽設備十	9			
発注者支援機関認定	第0606号			26		2			

**お知らせ:**「農家のみなさんへ」の放送内容は、水土里ネット福島のホームページに掲載することとしました。 ホームページアドレス http://www.midorinet-fukushima.jp にて、引き続きご愛読くださるようお願い致します。

農業農村整備の調査測量設計・農業集落排水事業・換地業務・確定測量・その他土地改良事業のご相談は



### 福島県土地改良事業団体連合会